

## ※寄付金の税制上の優遇

### 措置について（個人）

寄付金の入金確認後、本学園から寄付金控除にかかる証明書（写）をお送りしますので、確定申告の際、本学園よりお送りした書類と振込受領書を所轄の税務署の提出して下さい。なお、寄付金控除には、下記（A）（B）の2種類あり、確定申告の際、寄付者ご自身が選択し申告してください。

《参考》[「寄付金控除による減税額目安」のダウンロード](#)

#### （A）税額控除

$$\boxed{\text{控除前税額}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{税 額}}$$

各寄付者の所得税率に関係なく、所得税から直接寄付金額の一定割合が控除されます。

$$(\text{寄付金額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{寄付金控除額}$$

\* 控除対象となる金額は、その年の年間総所得額等の40%が上限となります。

\* 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

#### （B）所得控除

$$\left[ \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} \right] \times \boxed{\text{所得税率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

各寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額が決定されます。

$$(\text{寄付金額} - 2 \text{千円}) \times \text{税率} = \text{寄付金控除額}$$

\* 控除対象となる金額は、その年の年間総所得額等の40%が上限となります。

### 「個人住民税の寄付金税額控除」

寄付された方の住所地である都道府県・市区町村の条例によって、学校法人聖啓学園が指定を受けていれば、住民税控除の対象となります。なお、本学園は長野県の条例指定寄付金対象法人となっています。各市町村につきましては、**県内市町村の条例指定状況にてご確認ください。**

《参考リンク》[長野県ホームページ](#) ・ [「個人住民税の寄附金税制について（条例指定寄附金）」](#)  
・ [「県内市町村の寄附金税額控除の条例指定状況」](#)

- ・ 寄付金の金額が総所得金額等30%を超える場合には、30%に相当する額が限度額となります。
- ・ お住まいの都道府県が条例指定している寄付金を支出した場合  
(寄付金 - 2千円) × 4%を個人県民税から控除  
お住まいの市町村が条例指定している寄付金を支出した場合  
(寄付金 - 2千円) × 6%を個人市町村民税から控除
- ・ 個人県民税の寄付金税額控除は、所得税の確定申告により適用が受けられます。
- ・ 所得税の確定申告をされずに、個人住民税の寄付金税額控除のみ受ける場合は、寄付した翌年1月1日に住んでいる市町村への申告によることもできます。
- ・ 税制優遇とならない条件もありますので、ご不明な場合は各市町村担当窓口にお問い合わせください。

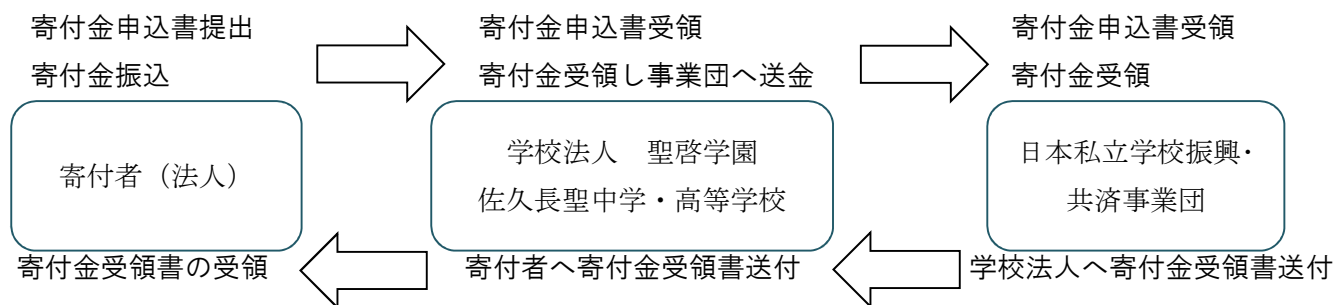
## ※寄付金の税制上の優遇措置について（法人）

法人からのご寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたっては寄付金を一定の限度額まで損金に算入できる特定寄付金と寄付金の全額を損金に算入できる受配者指定寄付金があります。

当学園は、長野県知事より特定公益増進法人の証明を受けており、特定公益増進法人への寄付金は、その他一般法人への一般寄付金との損金算入限度額とは別枠に、当該事業年度の損金に算入できます。

また、受配者指定寄付金による損金算入手続きは、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）発行の寄付金受領書が必要になります。

この手続きは本学園が行い、寄付金受領書は本学園を經由して寄付していただいた法人にお送りします。受配者指定寄付は、本学園にご入金いただいた後、事業団へ送付することになりますが、事業団の口座に寄付金が入金されてから事業団による受領書の発行に通常1ヶ月程かかります。当該決算期に損金処理を希望される場合には決算期の1ヶ月前までに、お振込みいただきますようお願いいたします。なお、寄付金の受領日付は、日本私立学校振興・共済事業団が寄付金を受領した日付となりますので、ご注意ください。



### 《参考リンク》

- ・ [日本私立学校振興・共済事業団ホームページ](#)
- ・ [文部科学省ホームページ（受配者指定寄付金制度について）](#)